

# 参加者証の新規交付申請に必要な書類

## 70歳未満の方

- ①肝がん・重度肝硬変治療特別促進事業参加証交付申請書（様式第1号-1）
- ②臨床調査個人票及び同意書（様式第2号）
- ③肝がん・重度肝硬変治療特別促進事業医療記録票（様式第6号-1）の写し
- ④加入医療保険者への照会にかかる同意書（様式第9号）
- ⑤被保険者証（健康保険証）の写し
- ⑥限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し  
※助成対象は、適用区分がエ又はオに該当する方です
- ⑦申請者の住民票の写し<コピー不可>
- ⑧肝炎治療受給者証をお持ちの方は、肝炎治療月額管理票（受給者証と一体）の写し

## 70歳以上かつ高額療養費の適用区分が「一般」以外の方（適用区分が「Ⅱ」、「Ⅰ」の方）

- ①肝がん・重度肝硬変治療特別促進事業参加証交付申請書（様式第1号-1）
- ②臨床調査個人票及び同意書（様式第2号）
- ③肝がん・重度肝硬変治療特別促進事業医療記録票（様式第6号-1）の写し
- ④加入医療保険者への照会にかかる同意書（様式第9号）
- ⑤被保険者証（健康保険証）の写し  
※70歳以上75歳未満の方は、高齢受給者証の写しも必要  
※助成対象は、一部負担金の割合が3割以外の方（現役並み所得者以外）です
- ⑥限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し
- ⑦申請者の住民票の写し<コピー不可>
- ⑧肝炎治療受給者証をお持ちの方は、肝炎治療月額管理票（受給者証と一体）の写し

## 70歳以上かつ高額療養費の適用区分が「一般」の方

- ①肝がん・重度肝硬変治療特別促進事業参加証交付申請書（様式第1号-1）
- ②臨床調査個人票及び同意書（様式第2号）
- ③肝がん・重度肝硬変治療特別促進事業医療記録票（様式第6号-1）の写し
- ④加入医療保険者への照会にかかる同意書（様式第9号）
- ⑤被保険者証（健康保険証）の写し  
※70歳以上75歳未満の方は、高齢受給者証の写しも必要  
※助成対象は、一部負担金の割合が3割以外の方（現役並み所得者以外）です
- ⑥世帯全員の市町民税課税年額（または非課税）を証する書類
- ⑦世帯全員の住民票の写し<コピー不可>
- ⑧肝炎治療受給者証をお持ちの方は、肝炎治療月額管理票（受給者証と一体）の写し

※ご年齢と高額療養費の適用区分により必要書類が異なりますので、御留意ください。

※更新申請に必要な書類は、参加者証の有効期限の2か月前を目途にお知らせします。